

逗子市一般廃棄物処理基本計画 (ダイジェスト版)

～ごみゼロのまちを目指して～
ゼロ・ウェイストへの挑戦！

平成22年3月

逗子市

目 次

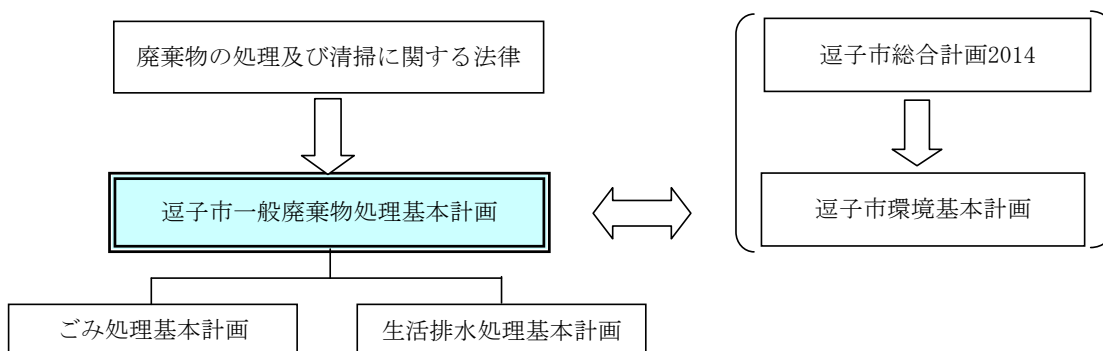
1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
ごみ処理基本計画	2
I ごみ処理の現状及び課題	2
1. ごみ処理体制	2
2. 減量化・資源化対策	3
3. ごみ排出量	4
4. 収集・運搬の現況	6
5. 中間処理及び最終処分の現況	7
6. ごみ処理事業費の概況	11
7. ごみ処理の現状と問題点	12
8. ごみ処理の評価	17
II 基本方針及び目標	18
1. ごみ処理の基本理念	18
2. ごみ処理の基本方針	18
3. 基本的な施策	19
4. 計画目標	19
5. 資源循環型社会の形成に向けた市民・事業者・市の役割	20
6. 各施策実施スケジュール	21
III ごみ排出量等の予測	22
1. ごみ排出量、資源化量等の予測結果	22
IV ごみ処理個別計画	24
1. 資源化計画	24
2. 収集・運搬計画	24
3. 中間処理計画	26
4. 最終処分計画	28
生活排水処理基本計画	29
I 生活排水処理基本計画	29
1. 基本方針	29
2. し尿・浄化槽汚泥処理計画	29

1. 計画改定の趣旨

本市では、平成 9 年 3 月に「逗子市一般廃棄物処理基本計画」を改定した後、ごみ処理広域化協議などから、改定の機会を得ずにいましたが、この間、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル関連法の施行など、ごみ処理をめぐる環境は変化し、また、鎌倉市とのごみ処理広域化の協議が具体化しない状況から、当面老朽化した既存ごみ焼却施設の延命化を実施し、この間に可能な限りごみの減量化・資源化を図ることを基本的な考え方として計画の改定を行うものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、長期的、総合的視点にたって、計画的に一般廃棄物処理施策を推進するための基本方針を定めるものです。



3. 計画期間

この計画の期間は、平成 22 年度を初年度とする今後 10 年間とし、計画目標年度を平成 31 年度とします。

なお、概ね 5 年後を目途に見直しを行うこととします。ただし、社会情勢の変化や関係法令等の見直し等諸条件に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

ごみ処理基本計画

I ごみ処理の現状及び課題

1. ごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

ごみの分別区分は、①燃やすごみ、②不燃ごみ（うち、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池、危険物について細分化）、③あき缶・あきびん、④ペットボトル、⑤容器包装プラスチック、⑥紙（新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、ミックスペーパー）・布類、⑦粗大ごみの7分別です。

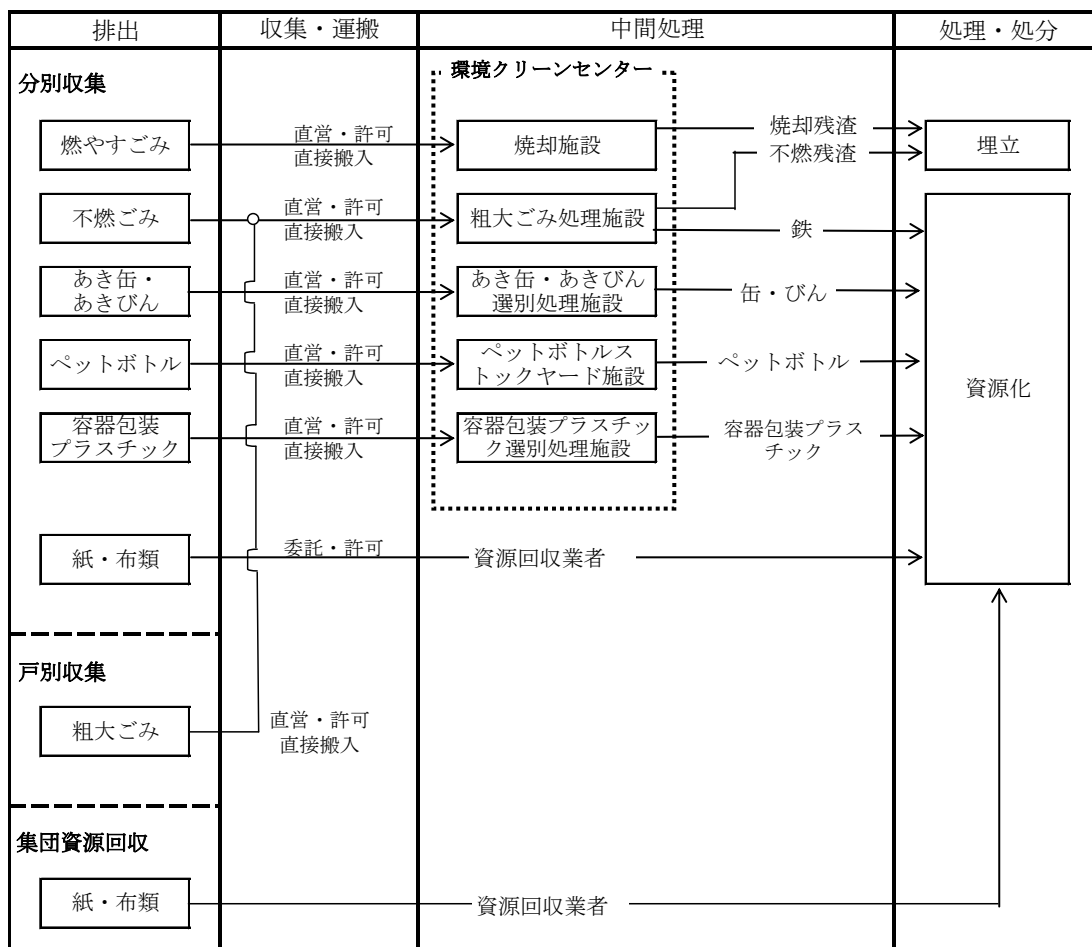


図 3.1.1 逗子市ごみ処理フロー（平成 20 年度）

2. 減量化・資源化対策

- (1) **資源回収奨励金（平成 5 年度から）**
自治会・町内会等 58 団体が回収した古紙等の資源物に対し奨励金を交付。
- (2) **生ごみ処理容器等購入費助成（平成 8 年度から）**
生ごみ処理容器等を購入した市民に対し助成（購入金額の 2/3、上限 3 万円）。
- (3) **電動式生ごみ処理機貸与（平成 19 年度から）**
家庭用乾燥式電動生ごみ処理機（2 台）を貸し出し（平成 15 年 9 月～20 年度はバイオ式も貸与）。
- (4) **大型生ごみ処理機導入調査の実施（平成 15 年 3 月及び平成 16 年 3 月から）**
市内の集合住宅 2 箇所へ、大型生ごみ処理機を 1 台ずつ設置し、調査。
- (5) **ごみ減量化・資源化協力店制度（平成 8 年度から）**
ごみの減量化・資源化に取り組む事業者として 80 店（平成 20 年度）指定。
- (6) **不用品交換制度（昭和 51 年 5 月から）**
使用しなくなった物の交換情報場所として、庁舎内に案内板を設置。
- (7) **市民活動への支援**
ごみの減量化や資源化を目的とした市民活動に対する後援などによる支援。

3. ごみ排出量

(1) ごみ排出量

ごみ排出量は、表 3.1.5 に示すとおりです。

排出量の中で、燃やすごみは約 67%（平成 20 年度）を占めています。

表 3.1.5 収集、持ち込み及び許可業者搬入ごみ量

分別区分		年度						
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
計画収集人口（米軍家族含む）（人）		61,597	61,387	61,215	61,423	61,461	61,415	
計画収集人口（米軍家族除く）（人）		58,597	58,485	58,033	58,406	58,600	58,660	
燃やすごみ	収集	14,623	13,021	11,801	11,853	11,903	11,604	
	持込・許可	3,992	3,742	3,067	3,066	3,312	3,190	
	計	18,615	16,763	14,868	14,919	15,215	14,794	
不燃ごみ	収集	637	687	643	635	621	571	
	持込・許可	62	47	48	55	52	32	
	計	699	734	691	690	673	603	
粗大ごみ	収集	370	364	359	357	367	352	
	持込・許可	522	563	556	467	632	599	
	計	892	927	915	824	999	951	
資源ごみ	ペットボトル	収集	163	185	189	189	188	185
		直搬・許可	1	3	2	1	0	1
		計	164	188	191	190	188	186
	容器包装プラスチック	収集	0	485	957	920	906	819
		持込・許可	0	108	203	115	70	54
		計	0	593	1,160	1,035	976	873
	あき缶・あきびん	収集	866	909	914	884	860	836
		持込・許可	47	28	17	15	11	9
		計	913	937	931	899	871	845
	乾電池	収集	4	6	4	4	2	4
	紙・布	委託収集	825	803	907	877	836	773
		持込・許可	0	0	0	0	0	0
		集団回収	3,003	3,335	3,509	3,407	3,273	3,072
		計	3,828	4,138	4,416	4,284	4,109	3,845
	収 集 合 計		1,858	2,388	2,971	2,874	2,792	2,617
	持込・許可合計		48	139	222	131	81	64
集団回収合計		3,003	3,335	3,509	3,407	3,273	3,072	
資源ごみ合計		4,909	5,862	6,702	6,412	6,146	5,753	
収集ごみ量合計		17,488	16,460	15,774	15,719	15,683	15,144	
持込・許可ごみ量合計		4,624	4,491	3,893	3,719	4,077	3,885	
集団回収ごみ量合計		3,003	3,335	3,509	3,407	3,273	3,072	
総合計量		25,115	24,286	23,176	22,845	23,033	22,101	

(注) 収集：市直管収集ごみ量、持込：直接搬入ごみ量、許可：許可業者搬入ごみ量
 ・集団回収とは、集団資源回収により回収された紙・布類

(2) 人口1人1日あたりごみ排出量

人口1人1日あたりごみ排出量（以下「発生原単位」といいます）は、表3.1.6に示すとおりです。

表 3.1.6 発生原単位の内訳

収集区分	年度 分別区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		燃やすごみ (g/人日)	650	581	528	529	531
収集	不燃ごみ (g/人日)	28	31	29	28	28	25
	粗大ごみ (g/人日)	16	16	16	16	16	16
	資源ごみ*1 (g/人日)	83	107	133	128	124	117
	計 (g/人日)	777	735	706	701	699	676
	燃やすごみ (g/人日)	828	748	665	665	678	660
総ごみ (収集・許可・持込)	不燃ごみ (g/人日)	31	33	31	31	30	27
	粗大ごみ (g/人日)	40	41	41	37	45	42
	資源ごみ*2 (g/人日)	218	262	300	286	274	257
	計 (g/人日)	1,117	1,084	1,037	1,019	1,027	986

*1: 委託回収を含む

*2: 委託回収、集団回収を含む

(3) 資源化量

粗大ごみ処理施設、あき缶・あきびん選別処理施設、ペットボトルストックヤード施設、容器包装プラスチック選別処理施設で選別回収された資源物、集団回収による資源物の回収及び直接資源化された資源化実績量の推移は、表3.1.7に示すとおりです。

表 3.1.7 資源化量

種別	項目	年度					
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
種別	鉄・アルミ類	553	549	473	491	507	467
	びん類	385	375	369	370	351	370
	紙類	761	734	829	807	769	716
	布類	81	76	78	70	67	57
	その他	2	0	0	0	0	0
	ペットボトル	139	161	164	171	171	181
	容器包装プラスチック	0	474	936	617	716	522
	乾電池等	4	6	4	4	2	4
	事業活動より	2	2	3	3	0	0
	小計	1,927	2,377	2,856	2,533	2,583	2,317
	紙類 (集団回収)	2,860	3,160	3,320	3,232	3,093	2,911
	布類 (集団回収)	143	175	189	175	180	161
	小計 (集団回収)	3,003	3,335	3,509	3,407	3,273	3,072
	合計	4,930	5,712	6,365	5,940	5,856	5,389
	全排出量	25,115	24,286	23,176	22,845	23,033	22,101
資源化率 (%)	19.6	23.5	27.5	26.0	25.4	24.4	

4. 収集・運搬の現況

収集・運搬の概要は、表 3.1.8 に示すとおりです。

なお、平成 13 年 3 月からごみステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者や障害者のみの世帯などを対象に、戸別収集「ふれあい収集」を行っています。

表 3.1.8 収集・運搬の概要

分別区分	運営	収集方法	ステーション数	収集頻度	収集曜日	収集車両	排出方法
燃やすごみ	直営	ステーション	1,000	週 2 回	月・金	パッカー車	透明・半透明の袋
不燃ごみ	直営	ステーション	600	週 1 回	火	パッカー車	透明・半透明の袋
ペットボトル	直営	ステーション	600	週 1 回	火	パッカー車	透明・半透明の袋
容器包装プラスチック	直営	ステーション	1,000	週 1 回	水	パッカー車	透明・半透明の袋
あき缶・あきびん	直営	ステーション	600	週 1 回	木	パッカー車	透明・半透明の袋
粗大ごみ	直営	戸別	—	随時申込み	随時申込み	平ボディー車	証紙貼付
紙・布	委託	ステーション	—	週 1 回	木	平ボディー車 コンテナ車	新聞紙・雑誌・ダンボールは紐で縛る。ミックスペーパーは紙袋などに入れて縛る。

5. 中間処理及び最終処分の現況

(1) 焼却量及び最終処分量

本市の焼却量は、平成 15 年度に 19,359 t ありましたが、平成 20 年度は 16,285 t と減少傾向を示しています。

焼却残渣（焼却灰）は、最終処分場に埋立処分しています。平成 20 年度の焼却残渣最終処分量は 2,436 t（焼却処理量の 15.0%）でした。

焼却処理量及び最終処分量の推移は表 3.1.9 に示すとおりです。

表 3.1.9 焼却処理量及び最終処分量

(t/年)

項目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ごみ総排出量		25,115	24,286	23,176	22,845	23,033	22,101
中間処理量		21,940	20,982	20,167	20,035	20,402	19,763
内訳	焼却処理施設	19,359	17,691	16,298	16,419	16,695	16,285
	粗大ごみ処理施設	1,553	1,642	1,644	1,534	1,753	1,577
	あき缶・あきびん選別処理施設	889	913	925	895	824	871
	ペットボトルストックヤード施設	139	161	190	190	188	185
	容器包装プラスチック選別処理施設	—	575	1,110	997	942	845
最終処分量		3,359	3,137	2,858	2,962	3,062	2,863
内訳	焼却残渣	2,826	2,609	2,345	2,476	2,580	2,436
	不燃残渣	533	528	513	486	482	427
焼却残渣率(%)		14.6	14.7	14.4	15.1	15.5	15.0
最終処分率(%)		13.4	12.9	12.3	13.0	13.3	13.0

(注) 焼却残渣率(%) = 焼却残渣量 / 焼却処理施設処理量 × 100
 最終処分率(%) = 最終処分量 / ごみ総排出量 × 100

(2) ごみの性状

本市では、燃やすごみについて、乾ベースによるごみ質組成分析を年 4 回、湿ベースによるごみ質組成分析を年 4 回それぞれ行なっています。乾ベースについては、ごみピットからごみを採取し、湿ベースについては、ごみ収集車（パッカー車）2 台からごみを採取しています。

湿ベース分析については、家庭系生ごみの組成分析が目的のため、事業系が混ざらないよう、住宅地からのごみを分析対象としています。

家庭系燃やすごみの平成 20 年度の湿ベースの組成は、図 3.1.4 に示すとおりです。

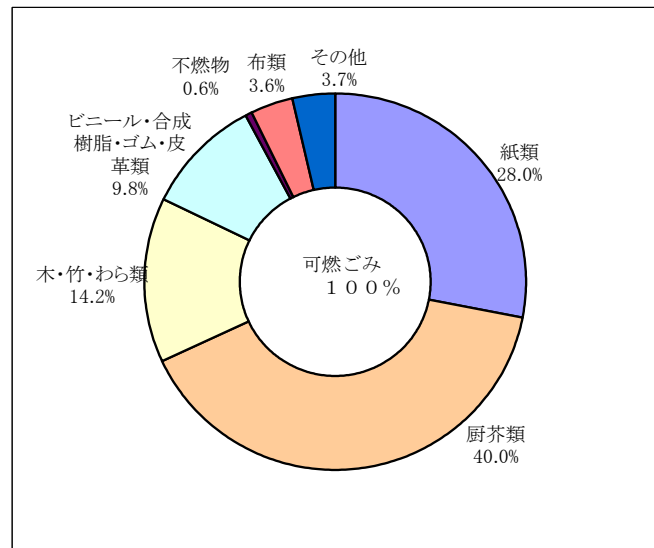


図 3.1.4 家庭系燃やすごみの組成（平成 20 年度：湿ベース）

（3） 施設整備状況

本市のごみ処理施設等は、表 3.1.10 及び次に示すとおりです。

ア 中間処理施設


中間処理施設のうち、焼却施設が稼働後 27 年及び粗大ごみ処理施設が 29 年経過し、施設の老朽化が進んできています。

この間焼却施設は、平成 12 年度から 14 年度にダイオキシン類対策のためガス冷却設備、排ガス処理設備、通風設備及び煙突などの大規模な改修を行っています。

イ 最終処分場

既存の最終処分場は、平成 5 年 10 月から使用開始し、残余容量は 20 年 6 月末現在で 7,816m³ であり、当初計画では平成 21 年度には残余容量がなくなり、埋立が完了してしまう予定となっています。このため、嵩上げによる対策を行うとともに転圧による容量の確保を行う予定です。

表 3.1.10 逗子市ごみ処理施設等の現況

施設名	焼却施設	粗大ごみ処理施設
所在地	逗子市池子4丁目956番地	
現況		
敷地面積	7,787㎡	
竣工年月	昭和56年10月	昭和54年3月
施設規模	140t/24h (70t/24h×2基)	30t/5h
その他	全連続燃焼式ストーカ炉	縦型回転方式 磁選機 振動ふるい

施設名	あき缶・あきびん選別処理施設	ペットボトルストックヤード施設
所在地	逗子市池子4丁目956番地	逗子市池子4丁目952番地
現況		
敷地面積	482㎡ (7,787㎡に含む)	155㎡
竣工年月	平成6年11月	平成11年9月
施設規模	5t/5h	1.25t/5h
その他	アルミ缶、スチール缶、びん3色 (透明、茶、その他)に選別 破袋機、磁選機、アルミ選別機、 缶圧縮機、びん手選別コンベア	圧縮梱包機 ストックヤード

施設名	容器包装プラスチック選別処理施設	一般廃棄物最終処分場
所在地	逗子市池子4丁目956番地	逗子市池子4丁目956番地
現況		
敷地面積	1,740㎡	埋立面積 7,950㎡
竣工年月	稼動 平成16年10月(リース契約)	平成4年3月 埋立開始平成5年6月
施設規模	6.7t/8h	埋立容量 50,880m ³
その他	圧縮梱包機	サンドイッチ方式

6. ごみ処理事業費の概況

(1) ごみ処理に要する経費

本市のごみ処理に要する経費は、表 3.1.11 に示すとおり、平成 20 年度で年間約 8.8 億円となっています。

表 3.1.11 ごみ処理に要する経費

(千円)

項目/年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
a. 収集運搬費	399,846	371,531	370,461	366,174	361,570	406,376
b. 中間処理費	404,833	415,780	459,903	456,883	458,015	454,252
c. 最終処分費	16,701	12,580	8,416	8,493	9,962	14,450
d. 処理及び維持管理費計 (a+b+c)	821,380	799,891	838,780	831,550	829,547	875,078
1人あたりの処理経費 *1	13,335	13,030	13,702	13,538	13,497	14,249
1tあたりの処理経費 *2	37,657	38,849	43,453	43,434	41,981	45,987
e. 建設改良費 *3	61,950	10,512	3,547	0	0	0
f. 合計(d+e)	883,330	810,403	842,327	831,550	829,547	875,078

*1 「1人あたりの処理経費」= d/人口

*2 「1tあたりの処理経費」= d/計画収集総量

*3 「建設改良費」= 廃棄物処理施設の新設・改修等に係る経費

(2) ごみ処理施設建設等に伴う公債費

ごみ処理施設の建設や改修には多額の費用が必要となるため、地方債の借入れを行い、毎年度の費用負担を平準化しています。借入れに伴う毎年の公債費(償還額)の状況は表 3.1.12 に示すとおりです。

表 3.1.12 ごみ処理施設建設等に伴う公債費

(円)

項目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
		元金	11,822,462	11,976,654	12,132,856		
H12借入(排ガス高度処理施設整備事業)	元金	11,822,462	11,976,654	12,132,856			
借入額	92,800,000	利息	428,818	274,626	118,424		
H13借入(排ガス高度処理施設整備事業)	元金	56,817,909	57,387,507	57,962,818	58,543,895		
借入額	452,400,000	利息	2,165,431	1,595,833	1,020,522	439,445	
H14借入(排ガス高度処理施設整備事業)	元金	39,211,897	39,408,201	39,605,489	39,803,764	40,003,031	
借入額	314,500,000	利息	941,209	744,905	547,617	349,342	150,075
合計	元金	107,852,268	108,772,362	109,701,163	98,347,659	40,003,031	
	利息	3,535,458	2,615,364	1,686,563	788,787	150,075	
借入額	859,700,000		111,387,726	111,387,726	111,387,726	99,136,446	40,153,106

7. ごみ処理の現状と問題点

(1) 減量化・資源化

ア 現状

① 収集燃やすごみ量及び資源ごみ量の推移

平成 17 年度以降横ばいで推移し、減量化が進んでいません。

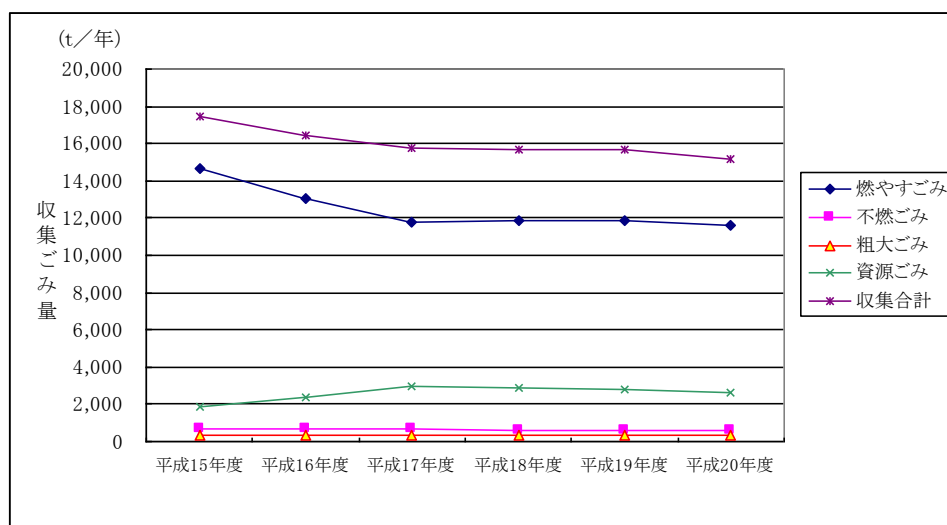


図 3.1.5 収集ごみ量の推移

② 事業系（許可及び直接搬入）ごみ量

事業系燃やすごみ量は、図 3.1.6 に示すとおり平成 17 年度にかけて減少傾向にありましたが、その後増加傾向に転じています。

また、平成 19 年度就業人口 1 人 1 日当たりの事業系ごみ発生原単位 931 g / 人・日は、県内他市と比べ、大きい値となっています。（図 3.1.7 参照）

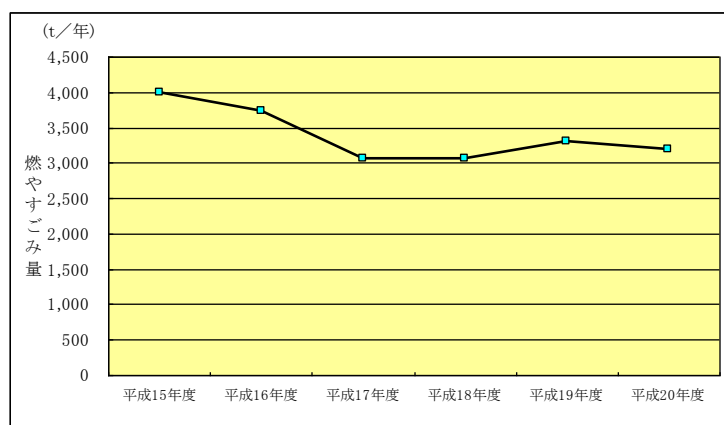


図 3.1.6 事業系燃やすごみ量の推移

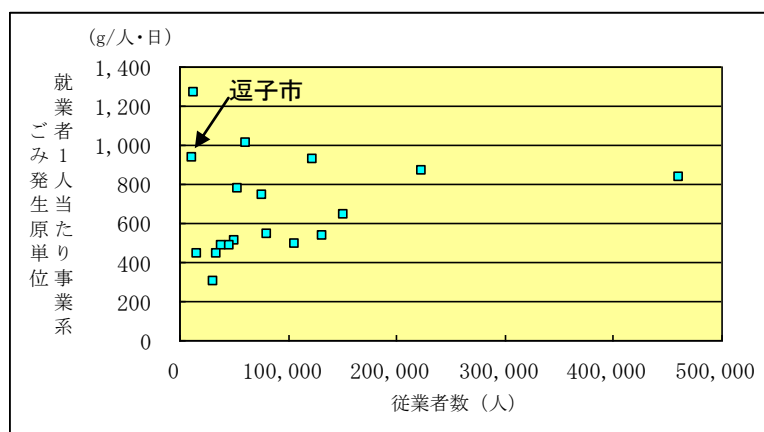


図 3.1.7 県内における就業者 1 人 1 日当たり事業系ごみ発生源単位

③ 生ごみ処理容器等購入費助成台数

助成台数累計は、平成 20 年度末現在で 2,027 台となっています。年度ごとでは平成 12 年度に最多の 226 台でしたが、その後減少に転じ、平成 16 年度には再び 187 台に増加しましたが、平成 20 年度では 82 台と減少してきています。

④ 燃やすごみの組成

厨芥類が 40%、紙類が 28%、木・竹・わら類が 14.2%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が 9.8%であり容器包装廃棄物の混入の可能性があります。

⑤ ごみ発生原単位の県内各市町村との比較

県内各市町村との比較は図 3.1.8 に示すとおりです。なお、横浜市、川崎市及び相模原市は図には記載していません（以下同様）。平成 19 年度の本市の発生原単位は、1,027 g で、県内平均値 1,024 g とほぼ同じ値となっています。

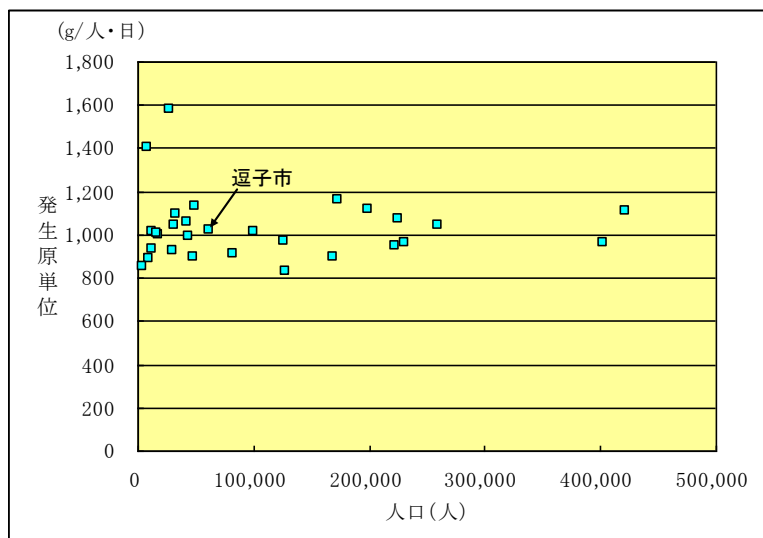


図 3.1.8 県内における発生原単位の分布

⑥ 資源化率の県内各市町村との比較

資源化量の総発生ごみ量に占める割合の県内各市町村との比較は、図 3.1.9 に示すとおりです。本市の平成 19 年度実績は 25.4%で県の平均値 24.8%とほぼ同じ値となっています。

資源化率が高い自治体は、本市では行っていない焼却残渣、植木剪定枝などの資源化を行っている状況が見受けられます。

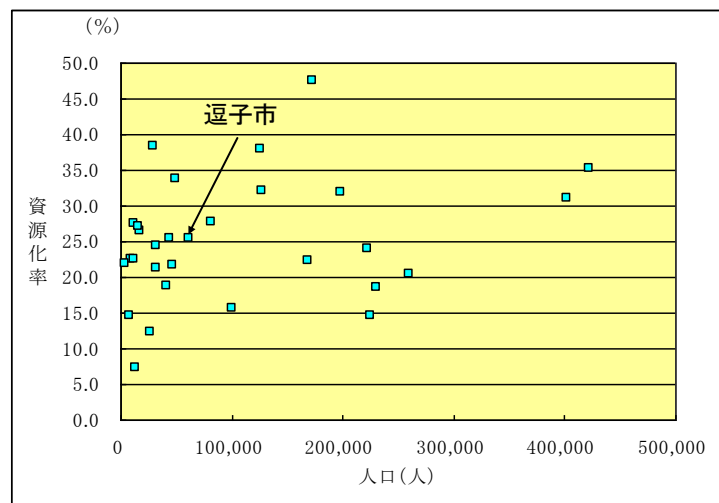


図 3.1.9 県内における資源化率の分布

イ 問題点

- ① 生ごみ処理容器等購入助成台数が減少傾向にあります。
- ② 家庭からの燃やすごみ量の減量が平成 17 年度以降横ばいとなり、減量化が進んでいません。
- ③ 資源化ごみ量も平成 17 年度以降頭打ちとなって、停滞気味となっています。
- ④ 事業系ごみ量が平成 17 年度以降増加傾向にあります。
- ⑤ 家庭からの燃やすごみ中に容器包装プラスチックや資源となる紙・布類の混入が見られます。
- ⑥ 資源化率は、ほぼ県平均値並となっています。さらに、資源化を進める場合、植木剪定枝など現在資源化を行っていないものについての資源化の検討が必要です。

(2) 収集・運搬の現状と問題点

ステーションでの収集ごみ袋の中に市が収集しないものが入っている場合には、赤いダメシールを貼って持ち帰りを促し、収集日や分別を間違えた場合には黄色い

迷惑シールを袋に貼って注意を喚起しています。例年ごみの分別排出のマナー違反が数多く見受けられ、ごみ分別排出を徹底する必要があります。

(3) 中間処理

ア 現状

① 焼却施設及び粗大ごみ処理施設の状況

現在、焼却施設及び粗大ごみ処理施設は、稼動後それぞれ 27 年、29 年が経過しています。平成 12 年度から 14 年度に行ったダイオキシン類対策工事を除き、基幹的な箇所の経年劣化が進んできています。

② 中間処理施設での資源化の状況

表 3.1.15 に示すとおり、あき缶・あきびん選別処理施設及び容器包装プラスチック選別処理施設での資源化率が低い値となっています。

表 3.1.15 中間処理施設での資源化の状況

施設	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
あき缶・あきびん選別処理施設	搬入量(t/年)	889	913	925	895	824	871
	資源化量(t/年)	594	586	571	553	536	545
	資源化率(%)	67	64	62	62	65	63
ペットボトルストックヤード施設	搬入量(t/年)	139	161	190	190	188	185
	資源化量(t/年)	139	161	164	171	171	181
	資源化率(%)	100	100	86	90	91	98
容器包装プラスチック選別処理施設	搬入量(t/年)	-	575	1110	997	942	845
	資源化量(t/年)	-	474	936	617	716	522
	資源化率(%)	-	82	84	62	76	62

(注) 資源化率(%) = 資源化量 / 搬入量 × 100

イ 問題点

- ① 既存ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設は、新たに中間処理施設を更新するまでの期間（おおよそ 10 年間以上）の延命化対策が必要です。さらに、中間処理施設の更新に向けた検討に着手する必要があります。
- ② 資源化施設での資源化率が低くなっています。
 - あき缶あきびん選別処理施設でのガラス屑の発生が多い。
 - 容器包装プラスチック等の分別排出が徹底されていない。

(4) 最終処分の現状と問題点

既存最終処分場の当初計画による残余容量への到達は平成 22 年 2 月まで、10% 未満の嵩上げによる到達期間は、平成 24 年 9 月までの予定です。平成 24 年度以降の最終処分場対策が必要となっています。

(5) 処理経費の現状と問題点

人口一人当たりの年間処理経費及びごみ1tあたりの処理経費は、平成19年度でそれぞれ13,497円、41,981円で県平均値12,266円、36,798円に比べて高い値となっています。県内実績は図3.1.11及び図3.1.12に示すとおりです。

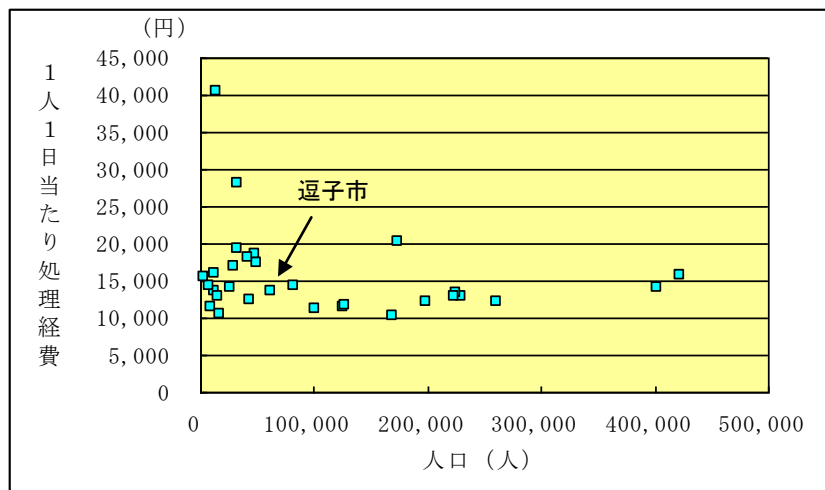


図 3.1.11 県内における1人1日当たりごみ処理経費の分布

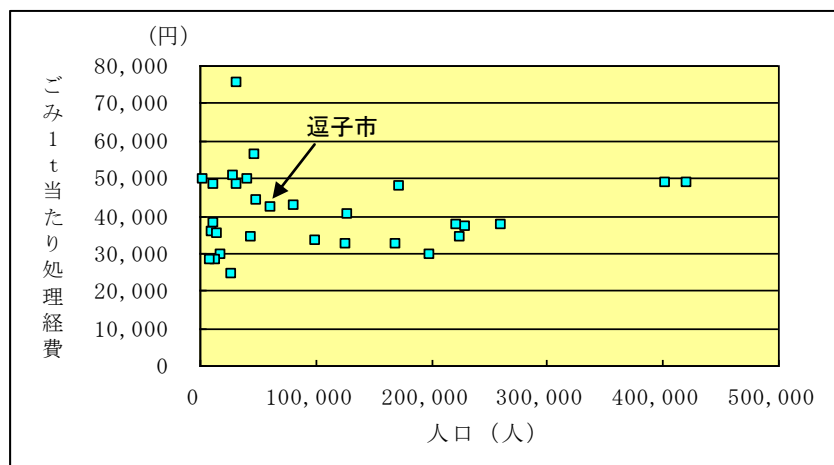


図 3.1.12 県内におけるごみ1tあたり処理経費の分布

(6) ごみ処理広域化の現状と問題点

平成18年から鎌倉市と検討協議会を設置しています。広域による燃やすごみ処理の検討の前提として、本市としても独自に生ごみ処理を実施するなど、燃やすごみの減量化の実績を見定める必要があります。

8. ごみ処理の評価

(1) 国の目標値との比較

表 3.1.17 国の目標値との比較

項 目		国の目標値	逗子市
		平成22年度	平成20年度
ごみ総排出量	人口1人あたりごみ総排出量(kg/人・日)	1,056	986
再生利用量	廃棄物からの資源回収率(%)	24	24.4
最終処分量	廃棄物のうち最終処分される割合(%)	13	13.0

参考:市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針 平成19年6月

(2) 類似自治体との比較評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)に基づき環境負荷面、経済面等から、類似自治体と比較した客観的な評価は、図 3.1.13 に示すとおりです。なお、数値は人口 55,000 人以上 80,000 人未満の自治体の平成 17 年度実績値の平均値を 100 としたときの指標値で示しています。本市のデータも 17 年度実績値となっています。

なお、エネルギー回収を行っている同規模自治体は、単独ではなく組合等による処理を行っているところです。

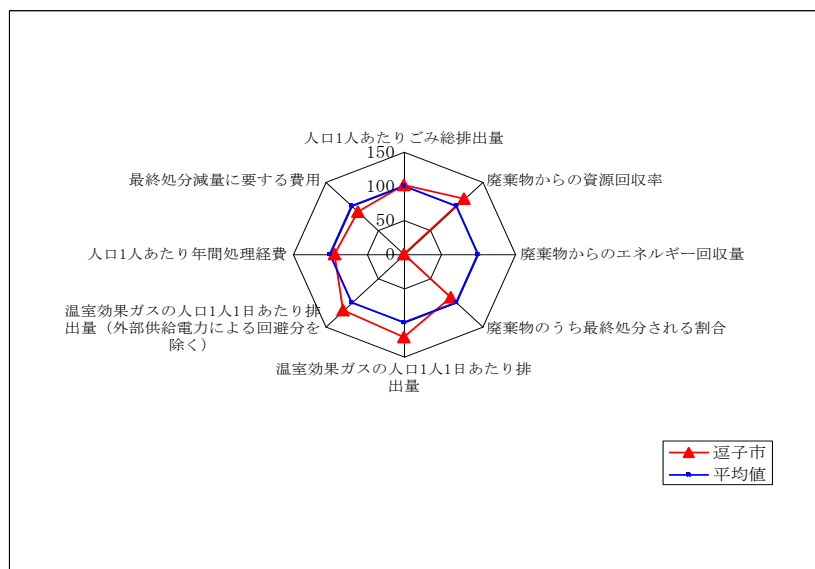


図 3.1.13 指標値による類似自治体との比較

II 基本方針及び目標

1. ごみ処理の基本理念

ごみの減量化を図り、資源化を推進することで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される資源循環型社会の確立をめざします。

将来的には、ごみの出ないまちをめざします。

- 廃棄物による環境負荷の少ないまち
- 持続的発展が可能な資源循環型社会の確立

2. ごみ処理の基本方針

(1) 発生抑制と排出抑制・再生利用の推進（7Rの推進）



市民や事業者が自主的にごみの発生や排出を抑制していくため、その意義と必要性についての理解を深めるために、国が進める3R活動（ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、これらを総称して「3R」という。）に、断る（Refuse）、形を変える（Reform）、直す（Repair）、借りる（Rental）を追加した7Rの普及啓発活動を推進します。

その上で、7Rを具体化する施策の発展に努め、ごみの発生及び排出抑制と再生利用を推進していきます。

(2) 環境負荷の低減と適正処理の推進

資源循環型社会の形成では、物をごみとして排出しないことが優先されますが、いったんごみとして排出された場合にも、極力再生利用に努め、環境への負荷の低減に配慮した安全で安定したごみ処理を行っていきます。

また、焼却処理量の削減によって、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図っていきます。

(3) ごみ処理事業の効率化の推進

ごみ処理を適正に行うことはもちろんのこと、事業実施にあたっては常にコストを意識し効率的な事業運営を行うとともに、より一層の経費節減に努めます。

(4) 市民、事業者との協働

資源循環型社会の形成に当たっては、市民と事業者の理解、協力及び自主的取り組みが必要不可欠です。このため、各主体が相互に協力して活動が行えるような仕組み作りを行っています。



3. 基本的な施策

(1) 発生抑制と排出抑制・再生利用の推進

現施策の推進・拡大を図るとともに新たな施策を推進します。

(2) 環境負荷の低減と適正処理の推進

排出、収集・運搬、中間処理及び最終処分それぞれの低減・適正化を図ります。

(3) ごみ処理事業の効率化の推進

委託化や民間活用等について検討します。

(4) 市民、事業者との協働

広報活動を充実させ、市民参画による減量化・資源化を推進します。

(5) 広域処理協議

広域処理におけるメリットやデメリットを検討し、協議を行っていきます。

4. 計画目標

本計画におけるごみ排出量、再生利用量及び最終処分量に関する目標を、次のとおり設定します。

なお、ごみ排出量のうち、収集ごみについては、人口 1 人 1 日あたりごみ排出量を単位として推計します。また、目標年度の推計人口は、総合計画策定資料である「人口推計結果報告書」（平成 18 年 3 月 逗子市）での予測値を基に推計しています。

(1) ごみ排出量

項目	年度	現状		中間年		目標年度	
		平成20年度		平成26年度	対20年度比	平成31年度	対20年度比
人口(予測)(人)		58,660		57,510	-	55,567	-
ごみ排出量(t/年)		22,101		19,692	(0.89)	17,221	(0.78)

(2) 資源化量

項目	年度	現状		中間年		目標年度	
		平成20年度		平成26年度	対20年度比	平成31年度	対20年度比
資源化量(t/年)		5,389		8,677	(1.61)	9,110	(1.69)
資源化率(%)		24		44	(1.83)	53	(2.21)

(3) 最終処分量

項目	年度	現状		中間年		目標年度	
		平成20年度		平成26年度	対20年度比	平成31年度	対20年度比
最終処分量(t/年)		2,863		453	(0.16)	296	(0.10)
最終処分率(%)		13		2	(0.15)	2	(0.15)

5. 資源循環型社会の形成に向けた市民・事業者・市の役割

(1) 市民の役割

- 環境に配慮した商品の購入、商品の長期使用等による廃棄物の排出抑制
- ごみの分別排出による循環的な利用への協力

(2) 事業者の役割

- 廃棄物の発生抑制及び廃棄物の適正な循環的利用の推進
- 製品、容器等の設計の工夫、廃棄物となった場合の自主的引取り

(3) 市の役割

- 分別収集及び再生利用による循環的利用、適正な中間処理及び最終処分
- 市民、事業者への自主的な取り組みの支援
- 市民、事業者への情報提供及び活動の支援

6. 各施策実施スケジュール

各施策は、表 3.2.1 に示すスケジュールに沿って推進していきます。

表 3.2.1 主な施策とスケジュール

○ : 実施
△ : 検討

基本的な施策	平成26年度 中間	平成31年度 目標
(1) 発生抑制と排出抑制・再生利用の推進		
ア 現施策の推進・拡大（継続施策）		
（ア）事業系ごみの適正処理	○	○
（イ）生ごみ処理容器等購入費助成制度	○	○
（ウ）ごみ減量化・資源化協力店制度	○	○
（エ）不用品交換制度	○	○
（オ）市民活動への支援	○	○
（カ）廃棄物減量等推進員との連携と協働	○	○
イ 新たに実施する施策（新施策）		
（ア）生ごみ処理システムの確立	△	○
（イ）大型生ごみ処理機購入費助成の追加	○	○
（ウ）資源化品目の拡大		
a 分別収集（植木剪定枝）	△	○
b 直接搬入（植木剪定枝）	○	○
c 焼却残渣、破碎残渣	○	○
d 拠点回収（廃食用油、廃蛍光灯）	○	○
（エ）拠点回収	○	○
（オ）戸別収集	△	○
（カ）家庭ごみ処理の有料化	△	○
(2) 環境負荷の低減と適正処理の推進		
ア 排出		
（ア）ごみと資源物の適正排出の指導	○	○
イ 収集・運搬		
（ア）低公害車等の導入	△	△
ウ 中間処理		
（ア）施設の適正な維持管理	○	○
（イ）焼却施設の整備		
a 延命化対策の実施	○	
b 新規整備	△	△
（ウ）資源化施設の新規整備		
a 有機性廃棄物資源化施設（生ごみ、植木剪定枝）	△	○
b その他の資源化施設	△	△
エ 最終処分		
（ア）延命化対策の実施	○	
（イ）新規整備	△	△
(3) ごみ処理事業の効率化の推進		
（ア）委託等民間活用	△	△
(4) 市民、事業者との協働		
ア 広報活動の充実	○	○
イ 廃棄物減量等推進員会議の充実	○	○
ウ 市民参画による排出抑制等の推進	○	○
(5) 広域処理協議	○	○

Ⅲ ごみ排出量等の予測

1. ごみ排出量、資源化量等の予測結果

(1) ごみ排出量

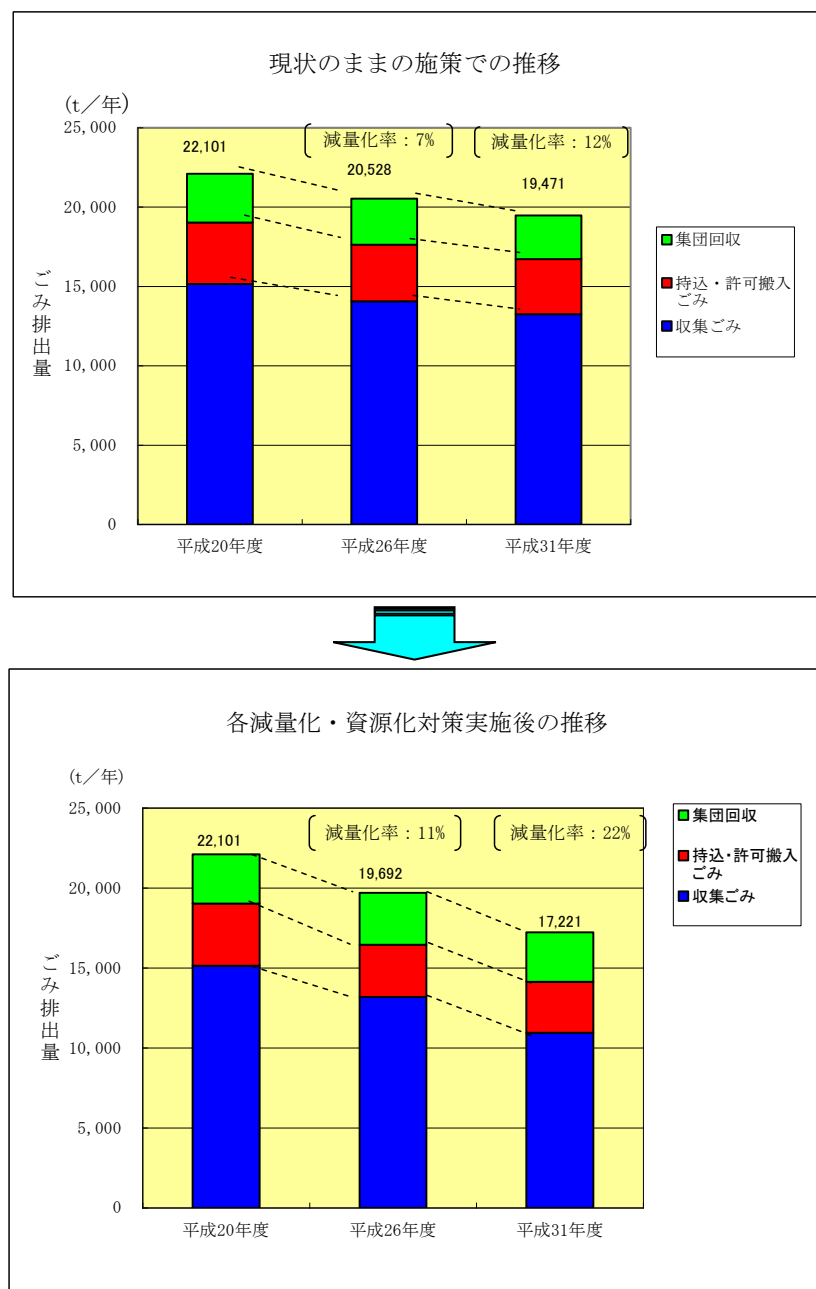


図 3.3.3 ごみ排出量の推移

(2) 資源化量の予測

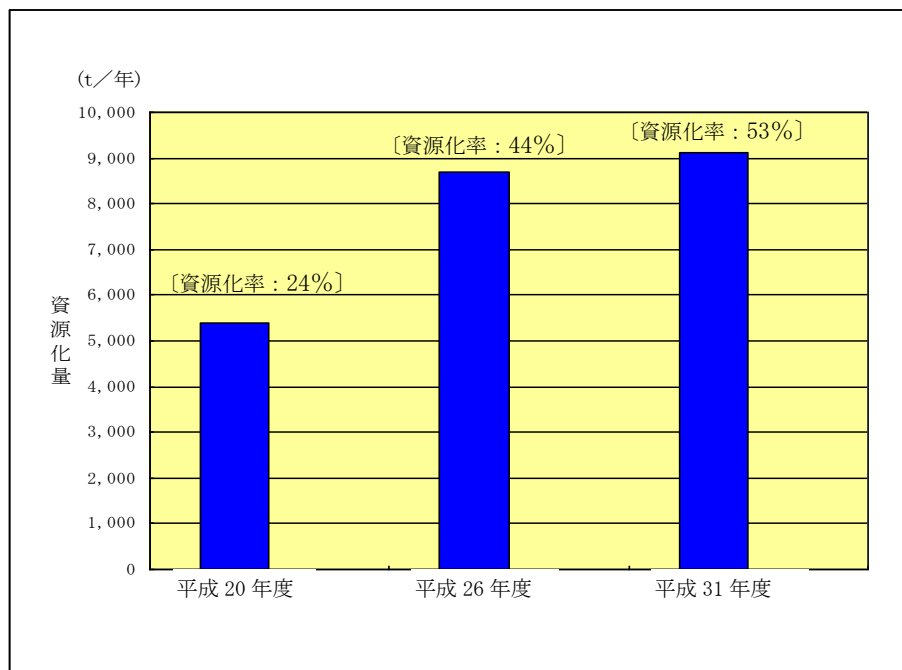


図 3.3.4 資源化量の推移

(3) 焼却量及び最終処分量

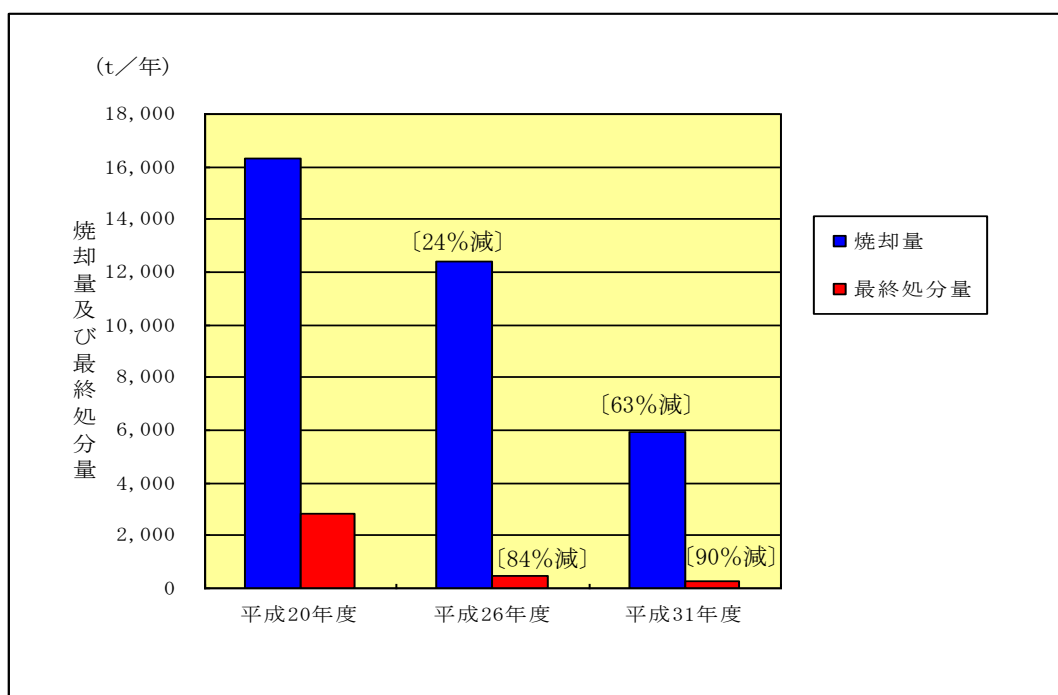


図 3.3.5 ごみ処理内訳の推移

IV ごみ処理個別計画

1. 資源化計画

(1) 資源化の基本方針

燃やすごみを極力少なくするため、これまでの資源化施策を継承していくとともに、新たな施策を採用し、市民・事業者の協力のもと、収集・運搬体制との整合を図り、資源化を推進していきます。

(2) 資源化施策

- ア 市民活動への支援
- イ 資源化品目の拡大
- ウ 拠点回収の整備
- エ 焼却灰及び選別残渣の資源化
- オ 資源化施設の整備



2. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の基本方針

各家庭から排出された資源物・廃棄物を衛生的に、かつ、資源化・処理体制と整合を図り、効率よく収集し、運搬する必要があります。

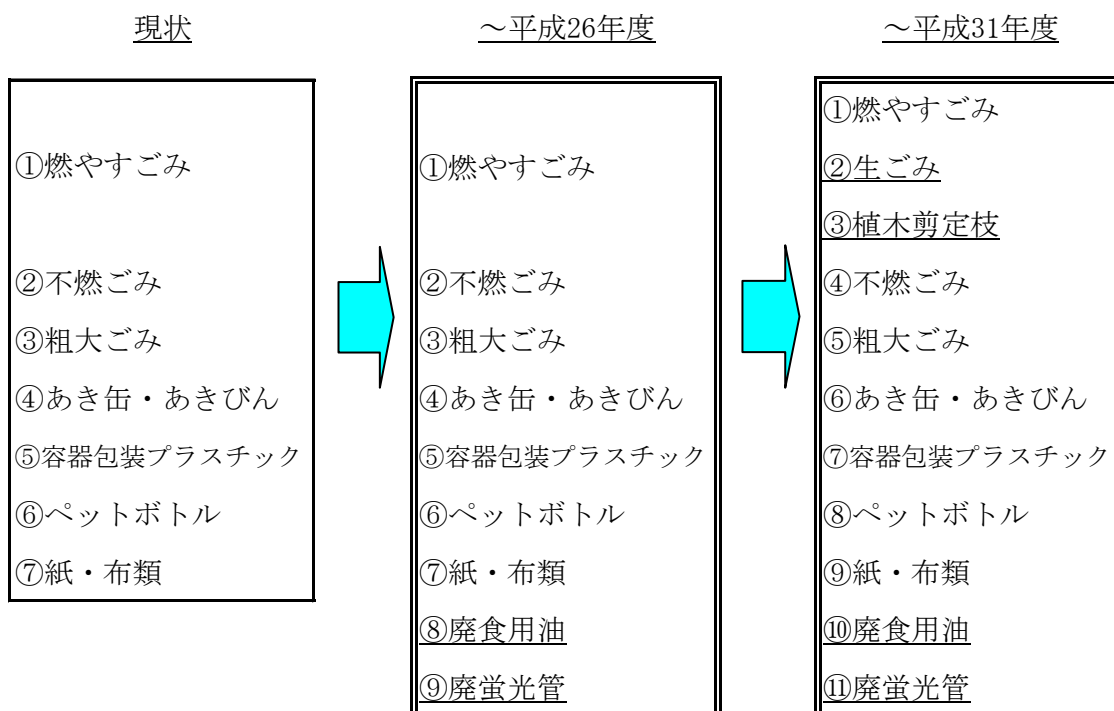
そのためには、次の方針に基づいた体制の整備を推進します。

- ① 資源化を推進するため分別区分及び収集方法の検討・実施
- ② 排出者の分別等マナーの徹底
- ③ 収集・運搬時の環境負荷の低減対策

(2) 収集・運搬体制

ア 分別区分

資源化の推進から、現在分別区分に含まれない「廃食用油」、「生ごみ」、「植木剪定枝」、「廃蛍光管」を図 3.4.1 に示すとおり、新たに分別区分に順次追加していきます。



(注) *スプレー缶・カセットボンベ、乾電池、危険物について細分化

図 3.4.1 ごみの分別区分

イ 収集方法

拠点回収、戸別収集、資源物の収集の際のコンテナ利用を検討します。

ウ マナーの徹底

廃棄物減量等推進員との連携を密にし、不適切な排出者については指導を行うとともに、警告シールを貼り注意を促していきます。

また、新規転入者には、役所の窓口及び不動産管理会社等の協力のもとで分別排出について周知徹底を行っていきます。

(3) 計画収集・運搬量

収集ごみ及び持込・許可搬入ごみの計画収集・運搬量は、表 3.4.1 に示すとおりとなります。

表 3.4.1 収集・運搬量の推移

(t/年)

	分別区分	平成26年度	平成31年度
収集	燃やすごみ	9,793	3,496
	生ごみ	-	3,049
	植木剪定枝	-	1,320
	不燃ごみ	507	374
	粗大ごみ	339	325
	あき缶・あきびん	781	741
	容器包装プラスチック	737	668
	ペットボトル	186	179
	紙・布類	820	780
	乾電池	4	4
	廃食用油	10	10
	廃蛍光管	6	5
	小計	13,183	10,951
	持込・許可搬入	燃やすごみ	1,388
植木剪定枝		1,226	1,189
不燃ごみ		35	33
粗大ごみ		600	610
あき缶・あきびん		6	4
容器包装プラスチック		14	4
ペットボトル		1	1
小計		3,270	3,187
集団回収(紙・布類)		3,239	3,083
合計		19,692	17,221

3. 中間処理計画

(1) 施設整備方針

既存の施設は、ストックマネジメントの考え方により、日常の適正な運転管理と定期修繕及び延命化対策等を実施することにより、施設の長寿命化を図っていきます。

新たに分別を計画する生ごみ及び植木剪定枝については、施設を整備して対応していきます。

(2) 中間処理体系

目標年度における処理フローは、図 3.4.2 に示すとおりです。

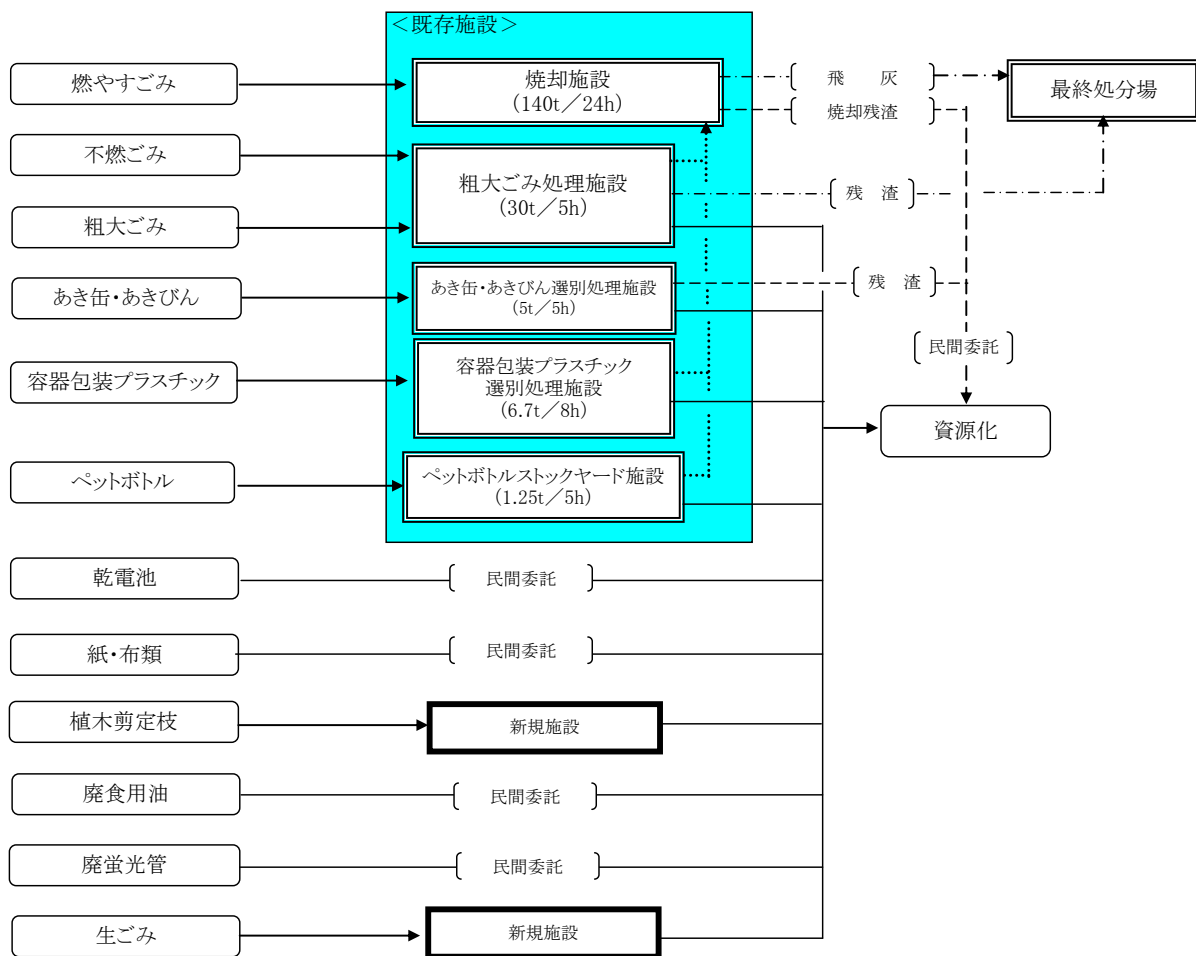


図 3.4.2 計画目標年度におけるごみ処理フロー

(3) 施設整備計画

ア 改修等による延命化により対応する施設

(ア) 焼却施設

焼却施設は、既存施設の大規模改修を行い、延命化を図り、計画期間中は既存施設によって処理を行っていきます。

(イ) その他の既存中間処理施設

粗大ごみ処理施設、あき缶・あきびん選別処理施設、ペットボトルストックヤード施設及び容器包装プラスチック選別処理施設は、計画期間中は既存施設によって処理を行っていきます。

なお、今後、状況に応じて新たに施設整備を行うことも視野に入れ検討していきます。

イ 新たに整備する施設

(ア) 生ごみ資源化施設

生ごみは、各家庭及び拠点での減量化・資源化を推進し、それ以外に排

出された生ごみについては市が整備した施設で資源化を行います。

施設の整備時期は、生ごみの減量化・資源化の推進が浸透した状況を見定め、かつ収集方式と調整を図り、決めていきます。遅くとも目標年度である平成31年度までには整備します。

施設規模、施設機能等については、今後の生ごみ量の減量化の推移、堆肥の需要及び技術開発の状況等を調査・検討し決めていきます。

(イ) 植木剪定枝資源化施設

植木剪定枝は、平成26年度以降新たに分別収集を行う計画であり、この計画にあわせ施設を整備していきます。

施設規模、施設機能等については、堆肥、チップ等の需要及び技術開発の状況等を調査・検討し決めていきます。遅くとも目標年度である平成31年度までには整備します。

(4) 中間処理量

中間年度及び目標年度における中間処理必要処理量は、表3.4.2に示すとおりとなります。

表 3.4.2 中間処理量

施設	年度	(t/年)	
		平成26年度	平成31年度
焼却施設		12,416	5,961
粗大ごみ処理施設		1,481	1,342
あき缶・あきびん選別処理施設		787	745
容器包装プラスチック選別処理施設		751	672
ペットボトルストックヤード施設		187	180
植木剪定枝資源化施設		—	2,509
生ごみ資源化施設		—	3,049

4. 最終処分計画

(1) 施設整備方針

今後新たに市域内に最終処分場を確保することは、地理的条件等から難しいものと考えられます。従って、最終処分量の削減及び延命化対策により既存施設の使用可能期間の延長を図っていくものとしします。

(2) 施設延命化対策

ア 既存施設の埋立可能容積の確保

転圧等により、埋立容積を確保し延命化を図ります。現状のごみ量でこのまま埋立て対象ごみを埋立てたとした場合、試算では、この工事により平成 29 年度まで埋立が可能となります。また、植木剪定枝の資源化策などによる埋立量の減少により、さらなる空間確保を進めます。

イ 埋立対象ごみの資源化による削減化

燃やすごみを資源化することでの埋立量の削減とともに、焼却施設からの主灰及びあき缶・あきびん選別処理施設からの残渣を外部で資源化を行うことで、埋立量を削減し、最終処分場のさらなる延命化を図ります。

これらの施策による埋立量の削減により、既存施設の 10 年を超す延命化が可能となります。

生活排水処理基本計画

I 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

本市の公共下水道は人口普及率 100%を達成しており、清潔で快適な生活環境の実現と河川・海の水質保全のために公共下水道人口 100%を目指していきます。

2. し尿・浄化槽汚泥処理計画

(2) 収集・運搬計画

ア 収集区域

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、現行どおり行政区域全域とします。

イ 収集対象

収集対象は、し尿及び浄化槽汚泥とします。

ウ 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、委託で行っていきます。

(3) 中間処理計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、浄化センターで希釈放流方式によって処理をした上で公共下水道処理します。